



八 監 第 5 0 8 号

令 和 5 年 3 月 3 0 日

八千代市監査委員 江 頭 博 彦

八千代市監査委員 大 谷 益 世

八千代市監査委員 大 塚 裕 介

令和3年度監査（都市整備部）の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置の公表について

令和4年3月30日付け八監第519号により提出した令和3年度監査（都市整備部）の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法第199条第14項の規定により八千代市長から通知がありましたので、当該通知に係る事項について次のとおり公表します。

対象機関	区 分	所見及び措置内容
土木管理課	要望事項	<p>1 適正な事務執行について</p> <p>【所見】 発注工事における積算誤りや、道路占用許可及び法定外公共物占用許可に係る事務手続において不備が散見されるなど、所属内でのチェック体制及びけん制体制が有効に機能しているとは言い難い状況である。</p> <p>このことから、チェック機能の強化など再発防止のための効果的な対策を講じ、所属内における事務執行の適正化を図られたい。</p> <p>【措置内容】 発注工事の積算時においては、設計書チェックシートの運用により、引き続き、再発防止に努めてまいります。</p> <p>道路占用及び法定外公共物占用についても、「道路占用料（減免）該当チェック表」にて、チェック機能の強化を図るとともに、担当職員とは別の職員がチェックするなど、引き続き、内容確認の強化に努めてまいります。</p>